

事業者様向け

神戸消費者教育センターのご利用について

神戸市消費生活センター内の消費者啓発スペース、「神戸消費者教育センター」を啓発事業に利用しませんか？

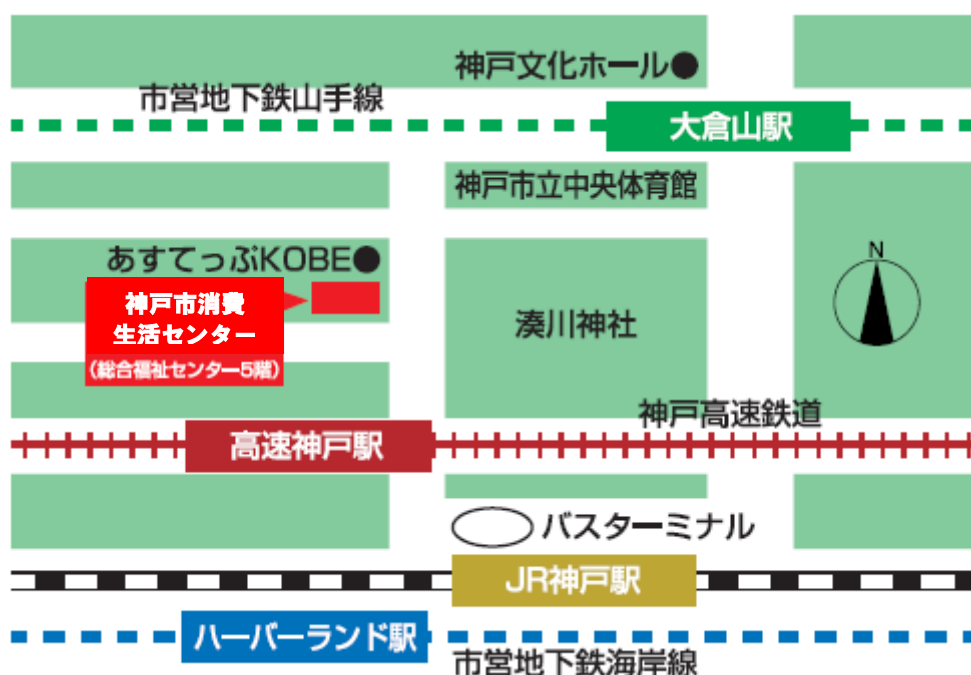
神戸消費者教育センターは、消費生活にかかる啓発事業や教育事業についてのご利用であれば、無料で利用することができます。

また、神戸市の養成した「消費生活マスター」と連携したプログラムなど、神戸市消費生活センターとの連携事業も相談に応じることができます。

※「消費生活マスター」とは、多様化・複雑化する消費者問題に対応するため、法律や経済をはじめとした100時間にも及ぶ養成課程「神戸コンシューマー・スクール」を修了した消費者問題の解決方法の提案ができる人材です。

●場所

神戸市中央区橋通3丁目4-1 神戸市総合福祉センター5F 神戸市消費生活センター
(市営地下鉄「大倉山」より徒歩5分、神戸高速鉄道「高速神戸」より徒歩3分)



●設備

- ・180㎡のオープンスペース。
- ・ロールスクリーンを使用して半個室としても利用可能。
- ・教室形式で最大50人収容。
- ・大型モニター・TV・大型スクリーンとパソコンを連動して最大2画面+手元パソコンの同時映写が可能。
- ・演台・マイク・啓発用DVD等各種教材も豊富。
- ・その他、できる限りご相談に応じます。



●利用上のご注意

- ※利用目的・内容について事前に伺った上で、消費生活センターが使用する予定のない日を予約してご利用いただくことになります。
- ※利用目的・内容によってはお断りする場合があります。



消費者教育センター マスコット
万が一くん 考助

問い合わせ先

神戸市市民参画推進局参画推進部
消費生活センター 消費者教育係
電話 (078) 371-1247
FAX (078) 351-5556
e-mail kcec@office.city.kobe.lg.jp